



電子契約サービスの導入について

令和6年8月30日（金）

八千代市財務部契約課



電子契約の対象となる契約

- ① 予定価格が 1 3 0 万円を超える工事
- ② 予定価格が 5 0 万円を超える測量・コンサルタント業務等

◇ 令和 6 年 1 0 月 1 日以降の契約が対象です。

入札の場合は 1 0 月 1 日以降に公告又は指名した契約が対象です。

◇ 対象とする契約は段階的に拡大していく予定です。

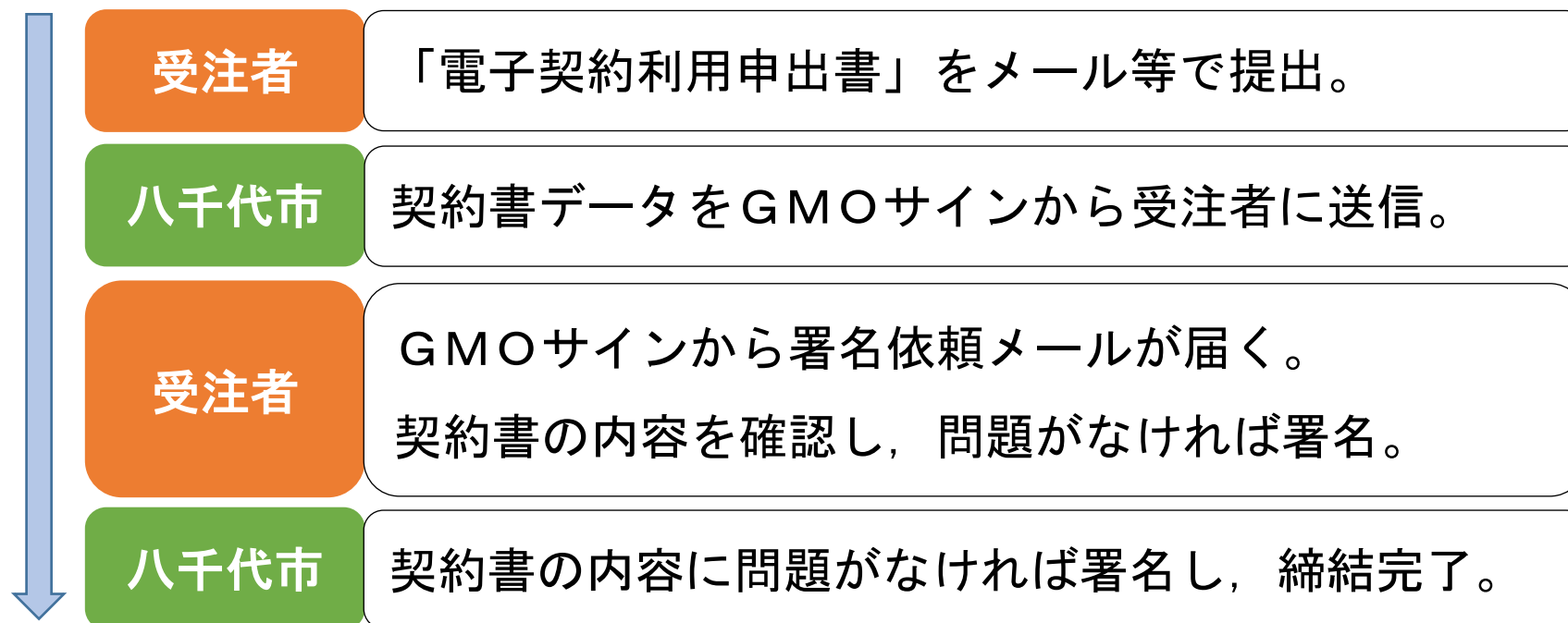


電子契約を利用するとき

- ◇電子契約を希望する場合，案件ごとに「電子契約利用申出書」を提出していただきます。電子契約を希望しない場合，従来どおり紙の契約書での契約となります。
- ◇「電子契約利用申出書」は本市ホームページに掲載します。
【記載いただく内容】
 - ・ 契約締結権限者の役職，氏名，メールアドレス
 - ・ 事務担当者の指名，連絡先 等
- ◇見積書，請求書，納品書などの提出については，現在のところ，紙のままとなります。



電子契約の事務の流れ



◇原則としてタイムスタンプの日付（電子によりすべての承認者が署名した日）が契約日となります。



◇「電子契約利用申出書」の提出時期は、契約方法により異なります。

①事後審査型一般競争入札の場合

落札候補者となった際に、事後審査資料と一緒に電子入札システムで提出してください。

②事前審査型一般競争入札及び指名競争入札の場合

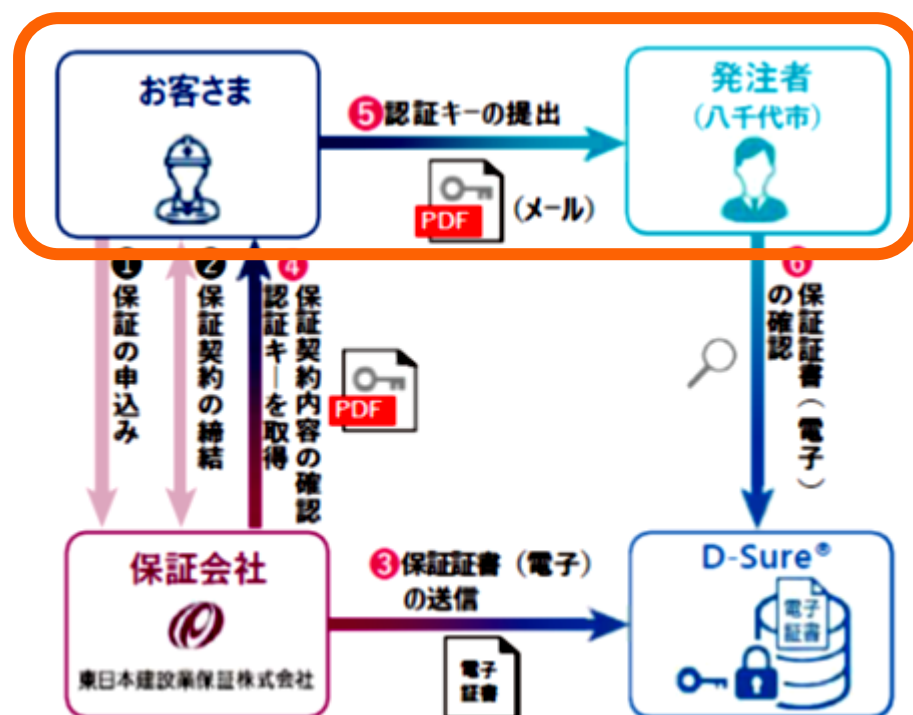
落札決定後、メールで提出してください。

③一者随意契約の場合

見積書（原本）提出のタイミングとあわせて、メールで提出してください。



電子保証 認証キーの提出先について



◇保証内容や発注部局（市長部局または上下水道局）により提出（メールの送付先）が異なります。

①契約保証

- ア）市長部局 契約課
- イ）上下水道局 経営企画課

②前払金保証

市長部局及び上下水道局に関わらず事業担当課



ご質問等がありましたら

- ◇ 説明会終了後にご質問がありましたら、 9月13日(金)までに下記メールアドレスにご連絡ください。

keiyaku@city.yachiyo.chiba.jp

※本日お答えできなかった質問とあわせて、

9月下旬に、市ホームページに回答を掲載いたします。

- ◇ 本日の説明会の動画は、後日、八千代市ホームページに掲載します。